



所 管	医療福祉部健幸推進課		
担 当	勝 萌乃	問い合わせ	0573-26-6822

報 道 機 関 各 位

任意予防接種費用の助成について

任意予防接種は、予防接種法上で規定されていないことから、接種に必要な費用は個人の負担となっています。疾病の発症及び重症化の予防並びにまん延の予防と、経済的負担を軽減するため、市では独自に予防接種費用の一部を助成することとしました。

事業開始にあたり広く市民に知らせたいため、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 帯状疱疹予防接種

(1) 助成内容

- ①対象者 接種時点で50歳以上の恵那市に住民登録のある方
- ②助成金額 生ワクチン4,000円、不活化ワクチン10,000円/回
- ③助成回数 生ワクチン1回、不活化ワクチン2回
- ④開始時期 令和6年4月

(2) 手続き 市指定医療機関に接種予約をし、接種後に助成額を差し引いた額で支払い（助成申請は必要なし）。

(3) その他 東濃地域では初めての取り組みで、中津川市と合わせて令和6年度から開始します。

2. おたふくかぜ予防接種

(1) 助成内容

- ①対象者 1歳から小学校入学までの恵那市に住民登録のある方
- ②助成金額 3,000円
- ③助成回数 1回
- ④開始時期 令和6年4月

(2) 手続き 市指定医療機関に接種予約をし、接種後に助成額を差し引いた額で支払い（助成申請は必要なし）。

(3) その他 東濃地域では本市が初めての取り組みです。



3. 子どもインフルエンザ予防接種

中学生までを対象に行っていたインフルエンザ予防接種費用助成を高校生世代までに拡大します。

(1) 助成内容

- ①対象者 高校生世代までの恵那市に住民登録のある方
- ②助成金額 3,240円
- ③助成回数 1回
- ④開始時期 令和6年10月

(2) 手続き 市指定医療機関に接種予約をし、接種後に助成額を差し引いた額で支払い（助成申請は必要なし）。

(3) その他 高校生世代までを対象に実施するのは、東濃地域では本市が初めての取り組みです。